

学校給食用食材の調達に関する基本協定

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、新潟市の学校給食用食材の調達に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定書は、子どもたちの健康と健やかな成長及び食育推進のため、新潟市の学校給食で使用する食材の調達について、別途契約する「食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務委託」（以下「本契約」という。）にかかる食材費について必要な事項を定めることを目的とする。

（食材調達）

第二条 乙は本契約に従い、学校給食で使用する食材を調達し、調理・配送を行う。

（費用の負担）

第三条 乙が調達した食材の費用について、甲は「給食を提供した食数×別に定める給食単価」の範囲で負担する。

2 前項の費用には食材の調達にかかる支払い時における金融機関への振込手数料は含まないものとする。

（協定内容の変更）

第四条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第五条 本協定の有効期間は令和15年3月31日までとする。ただし、それまでの間に本契約が解除となった場合は、期限を待たずに有効期間が終了する。

（疑義等の決定）

第六条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（年度協定）

第七条 甲と乙は、支払い等に関して年度協定を締結する。

本協定を証するために、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長 中原 八一

乙

学校給食用食材の調達に関する年度協定

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、学校給食用食材の調達に関する基本協定に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（目的）

第一条 年度協定は、基本協定第七条で定める食材調達・調理・配送等業務にかかる食材費の支払い等について定めることを目的とする。

（令和〇年度の食材費）

第二条 乙は中学校給食の調理のために調達した食材の費用（以下「食材費」という。）を甲へ請求する。ただし、乙の責めに帰すべき理由により、予定していた給食が提供できなかった場合はその食材の費用については請求することができない。また、予定していた給食に代えて給食を提供した場合は、提供を予定していた給食にかかる食材の費用の範囲で請求することとする。

（食材費の支払い）

第三条 甲は前条の食材費について、別表に定める支払い期日に、同別表に定める額を概算払いする。

- 2 甲は、年度末の業務実施状況の確認に合格したのちに、食材費の額を確定するものとする。
- 3 乙は、年度終了後、速やかに支払いを受けた食材費について精算しなければならない。精算にあたっては食材調達にかかる納品書、領収書等を添付すること。
- 4 基本協定の第三条に定める給食単価が変更となった場合は、その増額分又は減額分に応じて別表に定める額を見直す。

（支払いの留保）

第五条 甲は、乙が基本協定及び年度協定による取り決め事項を履行しないと認めるときは、食材費の全部もしくは一部の支払を留保できる。

（支払いの特例）

第六条 基本協定第五条により、基本協定の有効期間が終了した場合は、甲は有効期間の最終日までに提供された給食にかかる食材の費用を支払う。

（協定の変更）

第七条 年度協定で定める事項の前提条件及び内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、年度協定の規定を変更することができる。

本協定を証するために、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長 中原 八一

乙